

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月26日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第22号

新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

新潟県収入証紙条例施行規則（昭和57年新潟県規則第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<b>別表（第2条関係）</b> (1)～(159) (略) (160) <u>覚醒剤施用機関指定申請手数料</u> (161) <u>覚醒剤研究者指定申請手数料</u> (162) <u>覚醒剤原料取扱者指定申請手数料</u> (163) <u>覚醒剤原料研究者指定申請手数料</u> (164) <u>覚醒剤施用機関（研究者、原料取扱者、原料研究者）指定証再交付手数料</u> (165) <u>覚醒剤製造業者（原料輸入業者、原料輸出業者、原料製造業者）の指定申請経由手数料</u> (166) <u>覚醒剤製造業者（原料輸入業者、原料輸出業者、原料製造業者）の指定証再交付申請経由手数料</u> (167)～(367) (略) (368) <u>削除</u> (369)～(510)の5 (略) (511) <u>中等教育学校の入学考査料</u> (512)～(585) (略)	<b>別表（第2条関係）</b> (1)～(159) (略) (160) <u>覚せい剤施用機関指定申請手数料</u> (161) <u>覚せい剤研究者指定申請手数料</u> (162) <u>覚せい剤原料取扱者指定申請手数料</u> (163) <u>覚せい剤原料研究者指定申請手数料</u> (164) <u>覚せい剤施用機関（研究者、原料取扱者、原料研究者）指定証再交付手数料</u> (165) <u>覚せい剤製造業者（原料輸入業者、原料輸出業者、原料製造業者）の指定申請経由手数料</u> (166) <u>覚せい剤製造業者（原料輸入業者、原料輸出業者、原料製造業者）の指定証再交付申請経由手数料</u> (167)～(367) (略) (368) <u>家畜注射又は家畜薬浴の手数料</u> (369)～(510)の5 (略) (511) <u>中学校又は中等教育学校の入学考査料</u> (512)～(585) (略)

附 則

（施行期日）

- この規則は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（令和2年新潟県条例第23号）の施行の日から施行する。ただし、別表第368号及び第511号の改正は、令和2年4月1日から施行する。  
（調整規定）
- この規則の施行の日が新潟県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年新潟県規則第39号）の施行の日（令和2年4月1日）前である場合には、この規則の改正規定の表の改正前及び改正後の欄の別表中「(159)」とあるのは、「(159)の2」とする。